

事 務 連 絡
令和 3 年 10 月 29 日

各 位

国土交通省自動車局

今後の催物の開催制限等の取扱いについて

催物の開催制限等の取扱いについて、11 月以降の取扱いについては、令和 3 年 9 月 3 日付事務連絡において、今後検討の上、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別途通知がある予定としていたところです。

令和 3 年 9 月 30 日をもって 27 都道府県全てにおいて緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が解除となり、解除後 1 か月間については、催物の開催制限等について人数上限を 5,000 人又は収容定員 50%以内（ $\leq 10,000$ 人）のいずれか大きい方^注という経過措置が適用されているところ、今月末をもって経過措置が終了となることも踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、別添のとおり連絡がありました。

つきましては、貴団体におかれては、傘下会員に対し、周知をお願いいたします。

なお、催物の開催制限等については、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 3 年 9 月 28 日）決定）における「ワクチン・検査パッケージの活用及び感染防止安全計画の都道府県による確認を受けた場合には、現行の人数上限を上回る人数及び収容率 100%でのイベントの実施を可能とする。」という方針の下、現在見直しを行っていること、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、その取扱いに変更があり得ることを申し添えます。

注：会場の規模が 20,000 人以上の場合、10,000 人以上が入場する催物の開催が可能となる

（別添）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡

「今後の催物の開催制限等の取扱いについて」

都道府県等においては、当面の間は、現在の開催制限等を維持するので、引き続き、その取扱いに留意されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

事 務 連 絡
令和3年10月29日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

今後の催物の開催制限等の取扱いについて

催物の開催制限等の取扱いについては、令和3年8月27日付け事務連絡等において、11月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされている。

今後の催物の開催制限等については、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（新型コロナウイルス感染症対策本部（令和3年9月28日）決定）における「ワクチン・検査パッケージの活用及び感染防止安全計画の都道府県による確認を受けた場合には、現行の人数上限を上回る人数及び収容率100%でのイベントの実施を可能とする。」との方針の下、現在見直しを行っているところであり、見直しまでの当面の間は現在の開催制限等を維持するので、引き続き、その取扱いに留意されたい。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙2のとおり。

なお、今後の見直しに伴う取扱いについては、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、検討の上、別途通知する。また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、その取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

感染状況に応じたイベント開催制限等について（11/1～当面の間）

【別紙 1】

		収容率※ 4	人数上限※ 4	営業時間 短縮※ 4
緊急事態措置区域		50%	5,000人	21時まで
まん延防止等 重点措置	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置 解除後の 経過措置 (約 1 か月)	大声なし※ 1 100%以内 大声あり※ 2 50%以内	(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人	都道府県の 判断
			5,000人 又は 収容定員50%以内 (≦10,000人) のいずれか大きい方 注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人 →実証時20,000人に緩和。	
その他都道府県※ 3				5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方

- ※ 1 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。
- ※ 2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。
- ※ 3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。
- ※ 4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。また、ワクチン・検査パッケージ等に関する技術実証の枠組みの下で、行動制限の緩和を実施。

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

①	適切なマスク着用徹底	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等） *大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるため、BGMの音量を上げすぎないように留意する
④	手洗の徹底	・こまめな手洗の徹底を促す
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置及び手指消毒を促すこと
⑥	換気	・法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、こまめな換気（1時間に2回以上、1回に5分間以上。または室温が下がらない範囲での常時窓開け） ・乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・ 座席指定、動線確保などの適切な行動管理 ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード推奨や各店舗における各地域通知サービスの登録・利用者のQRコード読取奨励（アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入）
⑫	演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える。体調が悪いときは医療機関等に適切に相談 ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により交通機関・飲食店等の分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

イベント開催制限等のあり方について

イベント開催制限等について（案）

- これまでイベント開催制限等については、分科会での議論を踏まえ、以下の目安で運用（6月16日新型コロナウイルス感染症対策分科会）。
 - ・ 緊急事態措置区域は、5,000人以下、かつ、収容率一律50%以下
 - ・ まん延防止等重点措置区域は、5,000人以下（大声あり50%／大声なし100%）
 - ・ その他都道府県は、5,000人又は収容人数50%のいずれか大きい方（大声あり50%／大声なし100%）また、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除された都道府県では、解除後1か月程度、経過措置として、10,000人の上限を設定（6月16日新型コロナウイルス感染症対策分科会）。
- **今後のイベント開催制限等については、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（新型コロナウイルス感染症対策本部（令和3年9月28日）決定）における「ワクチン・検査パッケージの活用及び感染防止安全計画の都道府県による確認を受けた場合には、現行の人数上限を上回る人数及び収容率100%でのイベントの実施を可能とする。」との方針の下、現在見直しを行っているところ。見直しまでの当面の間は、現在のイベント開催制限等を維持することとしてはどうか。**
- なお、現在のイベント開催制限等において、11月以降、全ての都道府県が「その他都道府県」に該当した場合、イベント開催制限については、「5,000人又は収容人数50%のいずれか大きい方（大声あり50%／大声なし100%）」となる見込み。

感染状況に応じたイベント開催制限等について（11/1～当面の案）

		収容率※4	人数上限※4	営業時間短縮※4
緊急事態措置区域		50%	5,000人	21時まで
まん延防止等重点措置	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の 経過措置 (約1か月)	大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内	(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人	都道府県の判断
			5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方 注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人 →実証時20,000人に緩和。	
その他都道府県※3			5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方	なし

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。また、ワクチン・検査パッケージ等に関する技術実証の枠組みの下で、行動制限の緩和を実施。

(参考) イベント開催制限の基本的な考え方について

令和3年2月25日
新型コロナウイルス感染症対策
分科会提出資料抜粋

✓ 段階的緩和の基本的な考え方

感染防止対策と経済社会活動の両立が求められる中、安全性を確認しながら、段階的に緩和を実施。

- ・ 感染症対策の観点から、必要に応じ、人の流れを抑制する一定の制限を要請
- ・ 飛沫飛散シミュレーションや実証等を踏まえたエビデンスに基づく開催制限を設定
- ・ ガイドライン等の継続的な改定・進化とそれに基づく適切な要件の見直し

✓ 政府の基本方針（基本的対処方針）

- ・ 「対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける」ことを基本。地域の感染状況等を踏まえ、段階的に緩和。

✓ 専門家の意見（分科会提言）

- ・ 感染状況を踏まえ、以下の対応を提言。

〔	ステージⅠ・Ⅱ	→	<u>開催制限</u> （人数上限・収容率） <u>を緩和</u>	〕
	ステージⅢ以上	→	<u>慎重な対応</u>	
- ・ 宣言解除後の措置はステージⅡになるまで段階的に緩和

✓ 国際的な動向

- ・ 感染拡大している欧米では、厳格な開催制限を行っている国が多い。

今後の方向性

- ・ 感染状況等を踏まえつつ、エビデンス等に基づき、着実に進めていく。